

所得拡大促進税制 ご利用ガイドブック

～平成29年度税制改正版～

ざっくり君



ざっくり言うと・・・

社員の給与をアップすると、
法人税の控除を受けられるかも！

正確に言うと・・・

雇用者給与等支給総額を、
一定の要件で増加させた場合、
法人税から税額控除できます。

せいかく君



もくじ

- ・所得拡大促進税制の概要
- ・要件①について
- ・要件②について
- ・要件③について
- ・所得拡大促進税制改正のポイント
- ・受けられる税額控除額
- ・こんなケース①
事業年度によって月数が異なる場合
- ・こんなケース②
基準事業年度に給与等の支給がない場合
- ・こんなケース③
新規設立により、基準事業年度がない場合
- ・よくあるご質問について
- ・ホームページ・お問い合わせ先

所得拡大促進税制の概要

所得拡大促進税制とは

青色申告書を提出している法人(又は個人事業主)が、下記①～③の全ての要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額)から控除(税額の10%(中小企業者等は20%)が上限)できる制度です。

【要件①～③】

①雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上になっていること(詳しくはP.3参照)

②雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること(詳しくはP.4参照)

③平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること(詳しくはP.5参照)

制度利用のポイント

【ポイント1】 いろんな方にお使い頂けます

- 青色申告をされている個人事業主から大企業までご活用いただけます。また、業種による制限もございません。

【ポイント2】 毎年活用のチャンスがあります

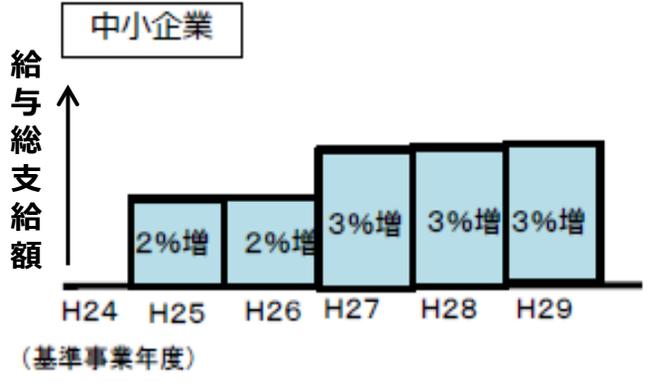
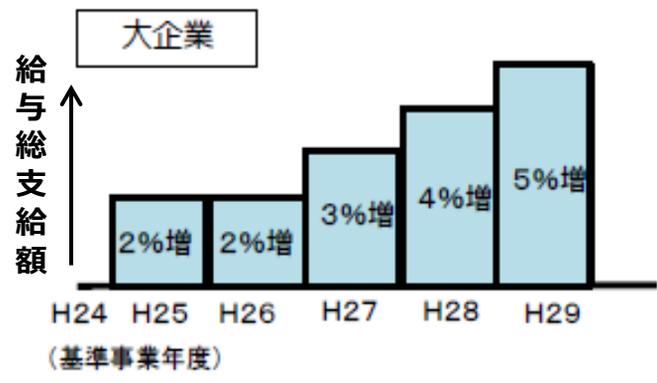
- 平成30年3月末までに開始する事業年度まで継続する制度ですので、今年度利用ができなくても、来年度は利用ができる可能性があります。
- 制度利用に際して、事前申請は必要ありません。確定申告の際、申告書に明細書を添付してください。

要件①：雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上になっていること

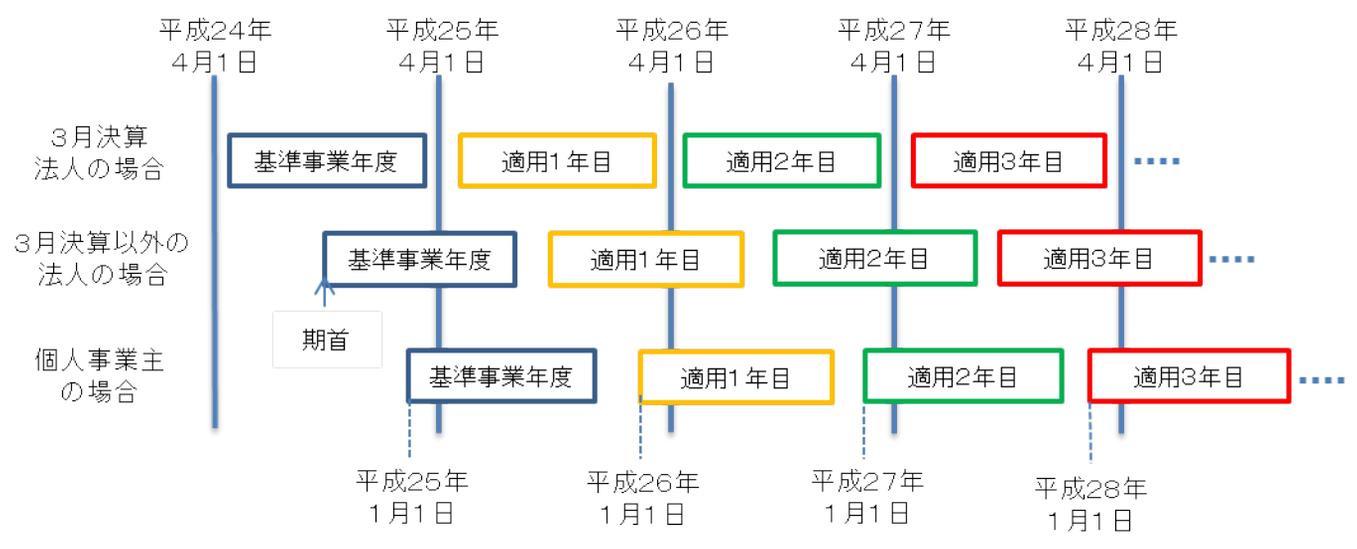


(ざっくり言うと)
 平成24年度の給与総額と比べて、適用年度の給与総額が一定割合以上増えていること。

<増加促進割合とは>



<事業年度の考え方>



<雇用者給与等支給増加額>とは？

適用年度の雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を引いた金額です。

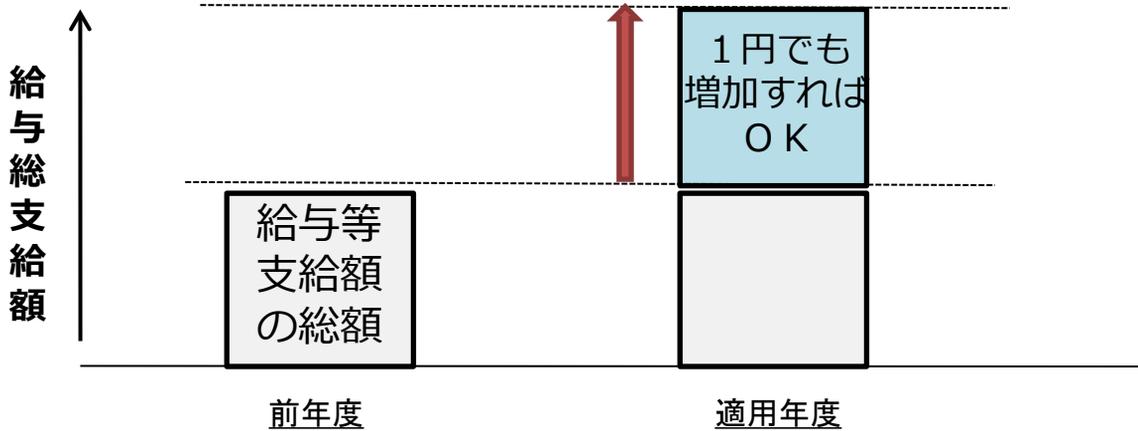
例：3月締めの場合
 →適用事業年度の雇用者給与等支給額から基準事業年度（平成24年4月から平成25年3月までの事業年度）の雇用者給与等支給額を引いた金額です。



要件②：雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること



(ざっくり言うと)
給与総額が、前年を上まわっていること。



コラム：要件①を満たす場合、自動的に要件②も満たすように思われるが？



要件①は、適用年度の雇用者給与等支給額と基準年度とを比較。
要件②は、適用年度の雇用者給与等支給額と前年度とを比較するところが違い。

<雇用者給与等支給額>とは？

国内雇用者に対して支給する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の額で、当該適用事業年度において損金算入される金額をいいます。ただし、役員の特典関係者や使用人兼務役員に対して支給する給与や退職手当等は除かれます。

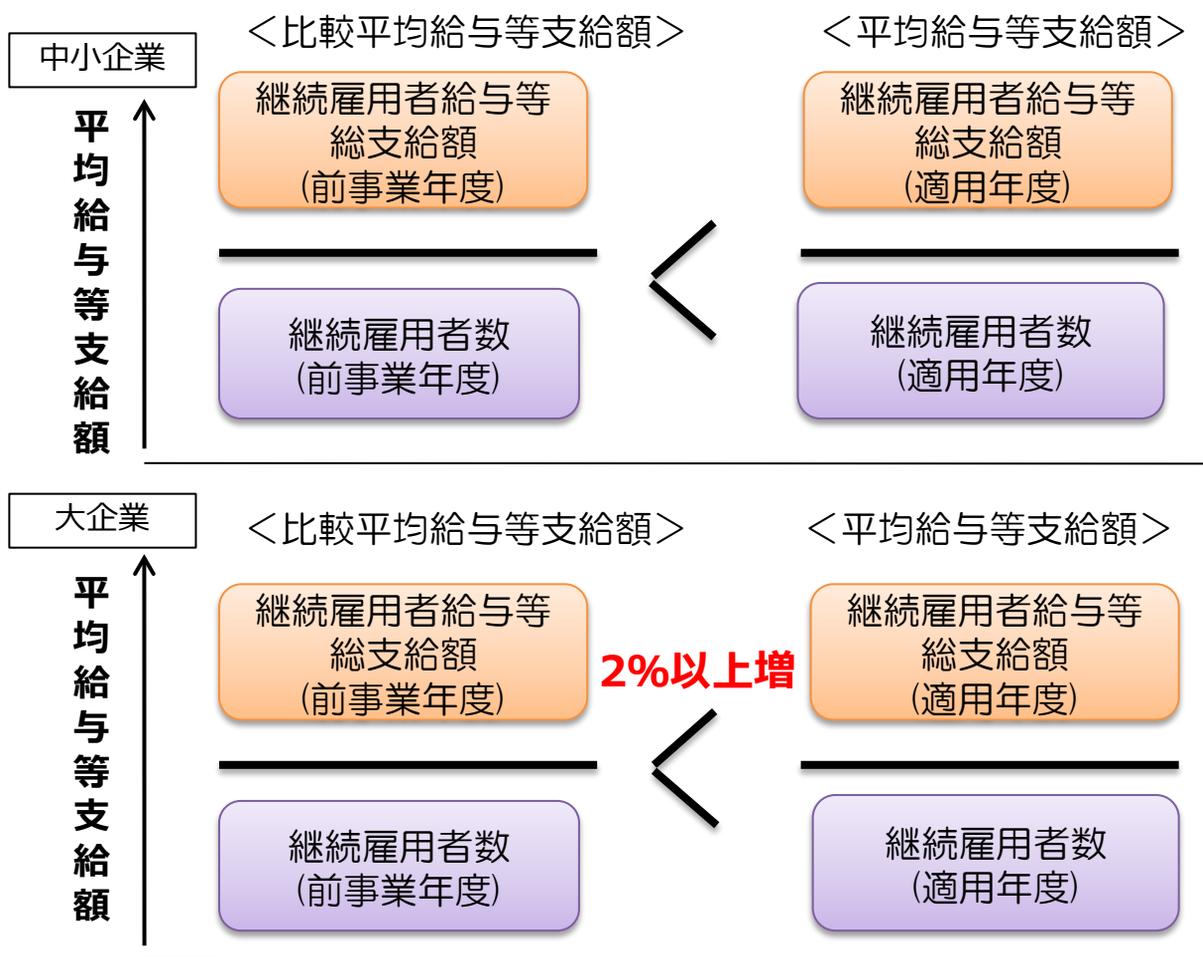
- ◆給与等に含まれるものの例：
賃金、勤勉手当、残業手当など給与所得とされるもの
- ◆給与等に含まれないものの例：
退職手当など給与所得とされないもの



要件③：平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること



(ざっくり言うと)
一人あたりの平均給与が、前年比を上まわっていること。(大企業は前年比2%以上)



＜継続雇用者＞とは？

(ざっくり言うと)

継続雇用者とは、前事業年度、適用年度でそれぞれ1回以上給与等の支給がある国内雇用者のこと。適用年度の新入社員や前事業年度中の退職者は原則継続雇用者には含まれない。



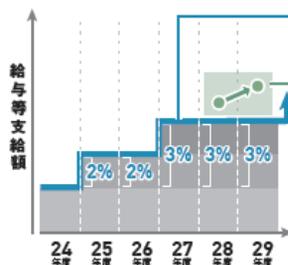
要件③で、継続雇用者給与等支給額の計算の対象となるのは、適用年度の継続雇用者に対する給与等であり、そのうち一般被保険者としての給与等の部分。

所得拡大促進税制 改正のポイント (平成29年4月以降)



中小企業（資本金1億円以下）の場合

改正前



要件①
適用年度の給与等支給の総額が基準事業年度と比べて一定割合以上増加

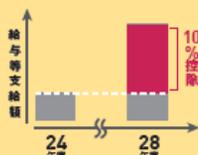
要件②
給与等支給の総額が前年度以上

要件③

平均給与等支給額が前年度を上回る

給与等支給額
継続雇用者人数 → 前年度比UP

給与等支給額の増加額の10%を
税額控除



改正後

要件①

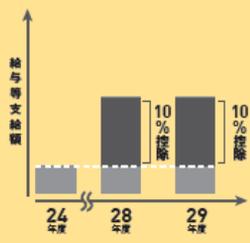
要件②

変更なし

要件③

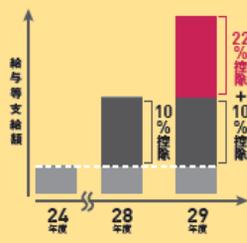
賃上げ率2%未満

変更なし



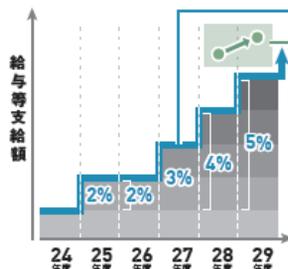
賃上げ率2%以上

前年度からの増加分は
22%の税額控除



大企業（資本金1億円超）の場合

改正前



要件①
適用年度の給与等支給の総額が基準事業年度と比べて一定割合以上増加

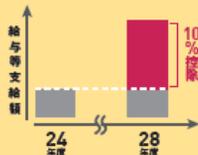
要件②
給与等支給の総額が前年度以上

要件③

平均給与等支給額が前年度を上回る

給与等支給額
継続雇用者人数 → 前年度比UP

給与等支給額の増加額の10%を
税額控除



改正後

要件①

要件②

変更なし

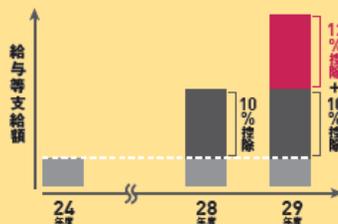
要件③

平均給与等支給額が前年度比2%以上増加

給与等支給額
継続雇用者人数 → 前年度比2%以上UP

※前年度比2%未満の増加では税額控除不可

前年度からの増加分は12%の税額控除



こんなケース①

事業年度によって月数が異なる場合



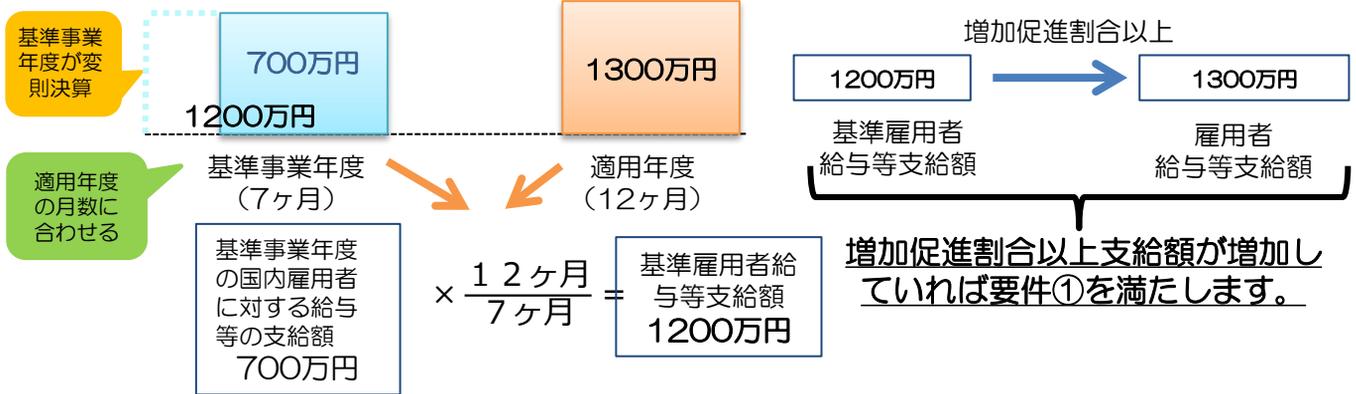
「基準事業年度」と「適用年度」の月数が異なる場合、基準雇用者給与等支給額を下記の計算で、「適用年度」に合わせる形で計算します。

基準事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額

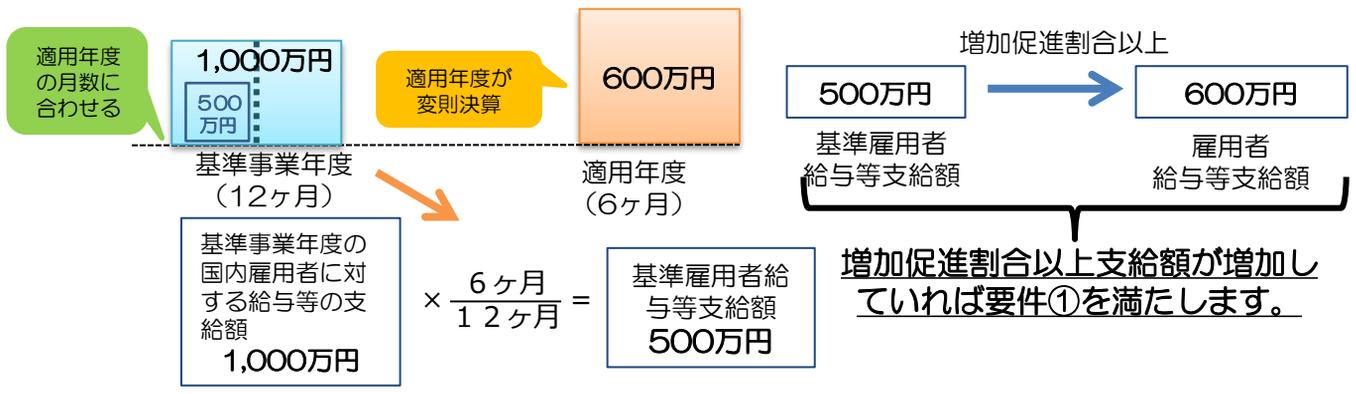
$$\times \frac{\text{適用年度の月数}}{\text{基準事業年度の月数}} =$$

基準雇用者給与等支給額

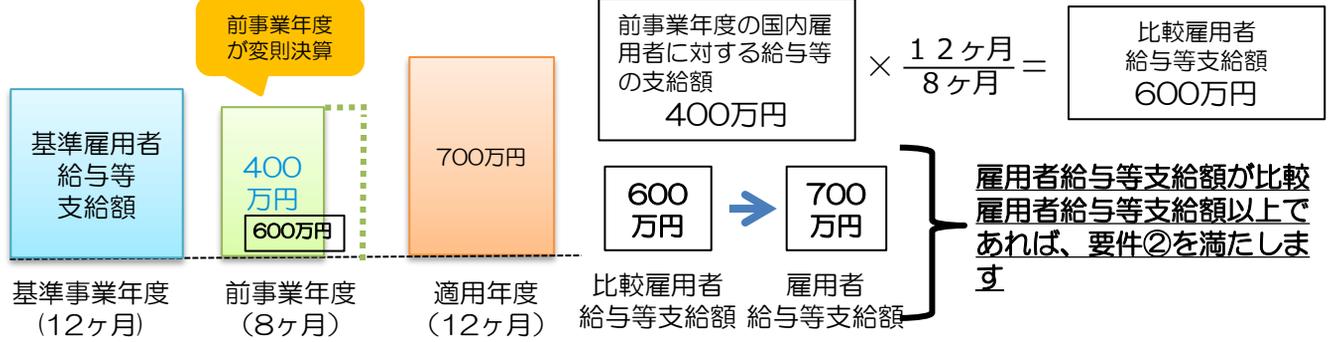
(例) 基準事業年度において決算月を変更した場合



(例) 適用年度において決算月を変更した場合



(例) 前事業年度において決算月を変更した場合



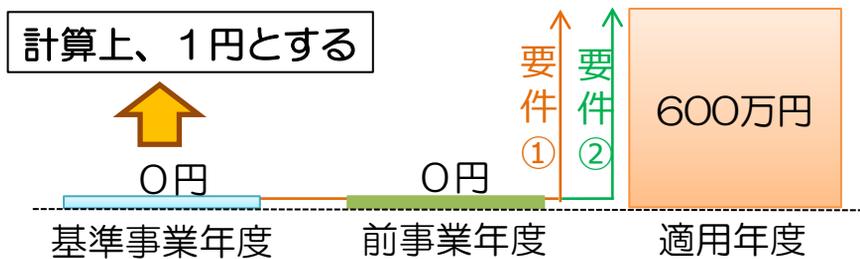
こんなケース②

基準事業年度に給与等の支給がない場合

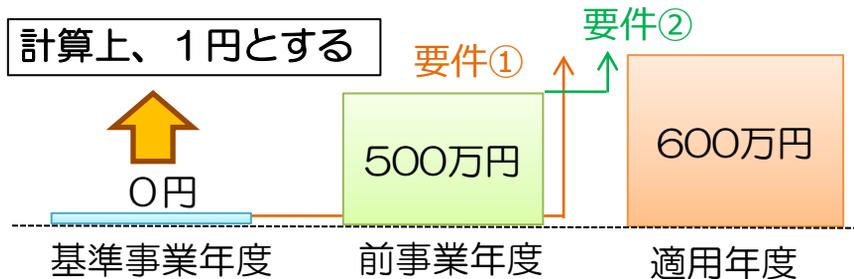


平成25年4月1日より前に事業を開始していたが、基準事業年度に国内雇用者がいなかった等の理由で、基準雇用者給与等支給額が0円となる場合は、計算上、基準雇用者給与等支給額を1円とします。

(例) 適用年度ではじめて役員以外の従業員(国内雇用者)を雇った場合

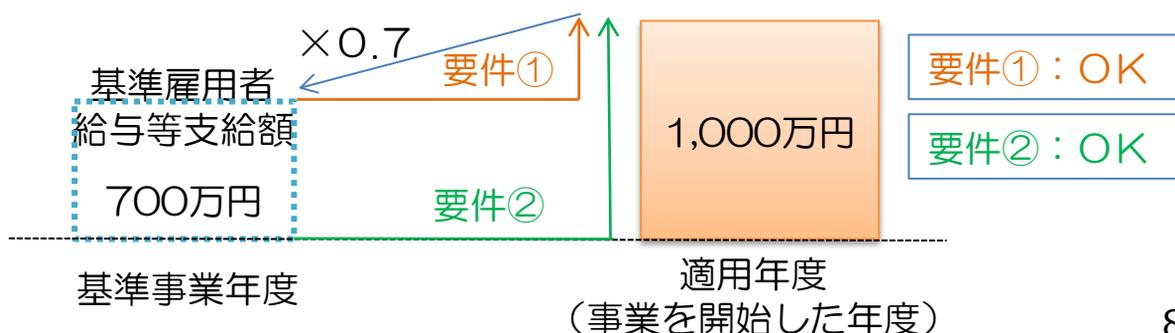


(例) 前事業年度ではじめて役員以外の従業員(国内雇用者)を雇った場合



平成25年4月1日より前に法人を設立していたものの、基準事業年度において事業を営んでいなかった場合は、平成25年4月1日以後に開始する最も古い事業年度の給与等支給額の0.7に相当する金額が基準雇用者給与等支給額となります。

(例) 事業開始1年目の場合



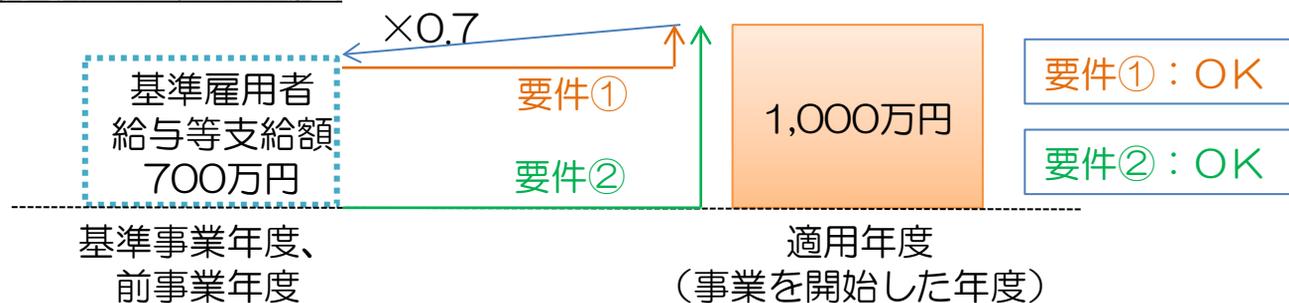
こんなケース③

新規設立により、基準事業年度がない場合

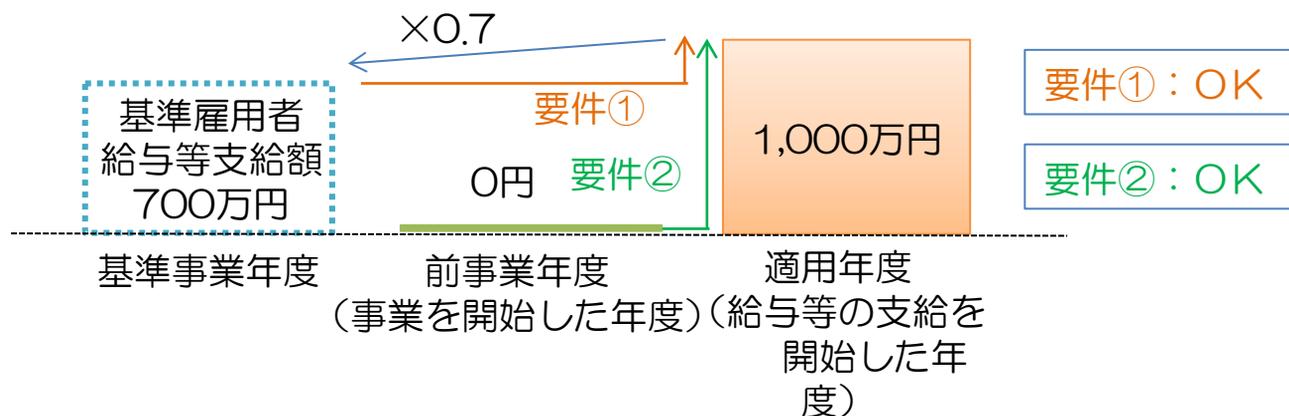


平成25年4月1日以後に会社を新規設立していて、基準事業年度が存在しない場合は、同日以後に開始する最も古い事業年度の給与等支給額の0.7に相当する金額が基準雇用者等給与等支給額となります。

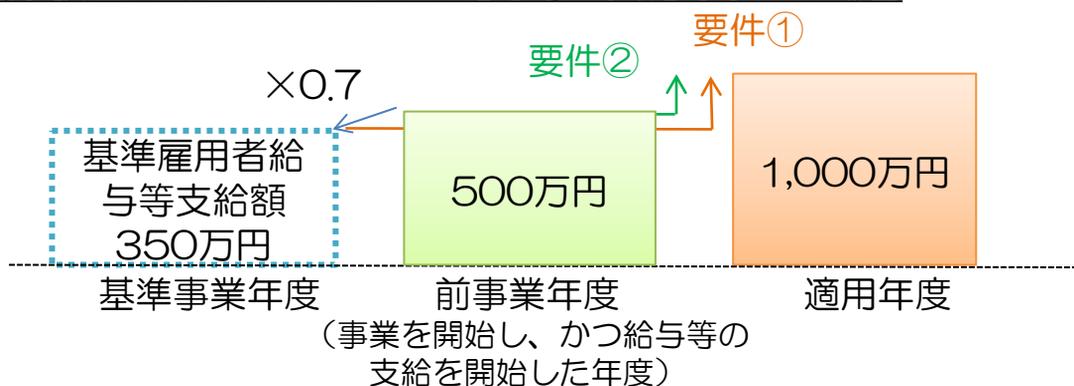
(例) 設立1年目の場合



(例) 設立2年目 (1年目は役員のみ) の場合



(例) 設立2年目 (1年目から給与等の支給あり) の場合



Q1,要件③における、計算の仕方について

・継続雇用者とは

継続雇用者とは、前事業年度、適用年度でそれぞれ1回以上給与等の支給がある国内雇用者のことを言います。要件③で、継続雇用者給与等支給額の計算の対象となるのは、適用年度の継続雇用者に対する給与等であり、そのうち一般被保険者としての給与等の部分になります。また、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者に係る金額は除きます。

・継続雇用者給与等支給額とは

継続雇用者給与等支給額又は継続雇用者比較給与等支給額の計算は、

1. 両年度でそれぞれ一回以上給与等の支給がある「継続雇用者」に対象を絞り、
2. そのうち、一般被保険者としての給与等について合計することとなっています。
3. さらに、継続雇用者であっても、適用年度において一般被保険者として給与等の支給を受けていない者に係る金額は除かれます。

・65歳以上の方について

65歳以上の方は「高年齢被保険者」となり一般被保険者ではなくなるため、65歳以降の給与等は計算から除きます。

適用年度で65歳になった場合、「高年齢被保険者」として支給された給与等は計算から除きます。また、前年度中に65歳定年退職になった場合は、前事業年度の一般被保険者の分も含めて計算から除きます。

Q,2国内雇用者とは

国内雇用者とは、法人又は個人事業主の使用人のうち法人又は個人事業主の有する国内の事業所に勤務する雇用者(当該法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者)をいい、雇用保険一般被保険者でない者も含まれます。ただし、当該法人の役員（法人税法第2条第15号に規定する役員をいいます）の特殊関係者や使用人兼務役員は、使用人から除かれています。なお、役員の特特殊関係者とは、次の者をいいます。

- ① 役員の子族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 上記①、②以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- ④ 上記②、③の者と生計を一にするこれらの者の親族

Q,3給与等支給額から控除する必要のある、他の者から支払いを受けた金額にはどのようなものがあるか。

給与等支給額から控除する「他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払いを受けた金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれます。

- (1) 雇用保険法施行規則第 110 条に規定する特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用コース）など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」という。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額。

所得拡大促進税制

☐ 所得拡大促進税制のご案内

WEBで検索

所得拡大促進税制 パンフレット

検索



【最寄の経済産業局】		TEL	FAX
北海道経済産業局	地域経済課	011-709-1782	011-709-1911
東北経済産業局	地域経済課	022-221-4876	022-265-2349
関東経済産業局	産業人材政策課	048-600-0358	048-601-1292
中部経済産業局	地域人材政策室	052-951-2731	052-950-1764
中部経済産業局北陸支局	地域経済課	076-432-5518	076-432-5526
近畿経済産業局	地域経済課	06-6966-6011	06-6966-6077
中国経済産業局	地域経済課	082-224-5684	082-224-5765
四国経済産業局	地域経済課	087-811-8513	087-811-8554
九州経済産業局	産業人材政策課	092-482-5504	092-482-5390
沖縄総合事務局	地域経済課	098-866-1730	098-860-1375

【経済産業省】		TEL	FAX
経済産業政策局	産業人材政策室	03-3501-2259	03-3501-0382

雇用促進税制・地方拠点強化税制により拡充された雇用促進税制

☐ 雇用促進税制のご案内

WEBで検索

雇用促進税制

検索



		TEL	FAX
厚生労働省	職業安定局 雇用政策課	03-3502-6770	03-3502-2278

【雇用促進計画の作成・確認などについて】 主たる事業所を管轄する労働局またはハローワーク

地方拠点強化税制

		TEL	FAX
経済産業省	地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課	03-3501-0645	03-3501-6231

明細書の記入方法等、税務手続きに関するご質問は、近隣の税務署・労働局・ハローワークにお問い合わせください。

